

○ 平成十年大蔵省告示第二百二十二号（長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件）

改正案	現行
<p>(預金の受払事務の委託等)</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二 (略)</p>	<p>(預金の受払事務の委託)</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社</p> <p>二 (略)</p>

○ 平成十年 金融監督庁 告示第九号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）

改正案	現行
<p>（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第三条 規則第十七条の三第二項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 金銭債権の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介を行う業務（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業に該当するものを除く。）</p>	<p>（銀行業、証券業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第三条 規則第十七条の三第二項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 金銭債権（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第一項に規定する有価証券をもって表示されるものを除く。）の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介（規則第十七条の三第二項第四号及び第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）を行う業務</p>

○ 平成十年 金融監督庁 告示第十号（長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）

改正案	現行
<p>（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第三条 規則第四条の五第二項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 金銭債権の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介を行う業務（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業に該当するものを除く。）</p>	<p>（銀行業、証券業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第三条 規則第四条の五第二項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 金銭債権（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をもって表示されるものを除く。）の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介（規則第四条の五第二項第四号及び第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）を行う業務</p>

○ 平成十年金融監督庁告示第十一号（信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）
大蔵省

改正案	現行
<p>（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第三条 規則第六十四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 金銭債権の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介を行う業務（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業に該当するものを除く。）</p> <p>六・七 （略）</p>	<p>（銀行業、証券業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第三条 規則第六十四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 金銭債権（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をもつて表示されるものを除く。）の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介（規則第六十四条第五項第四号及び第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）を行う業務</p> <p>六・七 （略）</p>

○ 平成十年金融監督庁告示第十二号（信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）
大蔵省

改正案	現行
<p>（銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務） 第三条 規則第四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～四 （略） 五 金銭債権の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介を行う業務（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業に該当するものを除く。） 六・七 （略）</p>	<p>（銀行業、証券業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務） 第三条 規則第四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～四 （略） 五 金銭債権（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をもつて表示されるものを除く。）の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介（規則第四条第五項第四号及び第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）を行う業務 六・七 （略）</p>

○ 平成十四年金融庁告示第三十四号（銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）

改正案	現行
<p>銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第七項及び第五十二条の二十三第六項並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第一項第二号、同条第九項及び第三十四条の十六第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月大蔵省告示第四十四号）及び銀行法第五十二条の七第六項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月大蔵省告示第四十五号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 第二条から第六条までにおいて、「長期信用銀行」、「証券専門</p>	<p>銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第七項及び第五十二条の二十三第六項並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第一項第一号、同条第九項及び第三十四条の十六第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月大蔵省告示第四十四号）及び銀行法第五十二条の七第六項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月大蔵省告示第四十五号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 第二条から第六条までにおいて、「長期信用銀行」、「証券専門</p>

会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十一条までにおいて、「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第五十二条の二十三第一項に規定する長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む

会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十一条までにおいて、「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第五十二条の二十三第一項に規定する長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会

外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

○ 平成十四年金融庁告示第三十六号（長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）

改正案	現行
<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三条の二第九項及び第十六条の四第六項並びに長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条の三第一項第二号及び第五条の六第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月^{金融監督庁}大蔵省告示第四十六号）及び長期信用銀行法第十六条の四第六項等の規定に基づき、長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月^{金融監督庁}大蔵省告示第四十七号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p>	<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三条の二第九項及び第十六条の四第六項並びに長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条の三第一項第一号及び第五条の六第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月^{金融監督庁}大蔵省告示第四十六号）及び長期信用銀行法第十六条の四第六項等の規定に基づき、長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月^{金融監督庁}大蔵省告示第四十七号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p>
<p>第一条（略）</p>	<p>第一条（略）</p>
<p>（定義）</p>	<p>（定義）</p>

2 第二条から第六条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十三条の二第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第四項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十一条までにおいて、「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第十六条の四第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む

2 第二条から第六条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十三条の二第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第四項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十一条までにおいて、「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第十六条の四第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会

外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

○ 平成十四年金融庁告示第四十号（信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件）

改正案	現行
<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の第二十八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十四条の二十三第六項並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第七十条第一項第二号及び同条第七項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫連合会の行う業務又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月金融監督庁告示第四十八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義） 第一条（略） 2（略） 3 第三条から第七条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信</p>	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の第二十八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十四条の二十三第六項並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第七十条第一項第一号及び同条第七項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫連合会の行う業務又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月金融監督庁告示第四十八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義） 第一条（略） 2（略） 3 第三条から第七条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信</p>

「託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第五十四条の二十三第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいい、「特定子銀行」とは、規則第六十四条第一項第一号に規定する特定子銀行をいう。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

「託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第五十四条の二十三第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいい、「特定子銀行」とは、規則第六十四条第一項第一号に規定する特定子銀行をいう。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

○ 平成十四年金融庁告示第四十二号（従属業務を営む会社が主として信用協同組合その他これに類する者の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件）

改正案	現行
<p>協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の二第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合その他これに類する者の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第四条の四第六項並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）<u>第十条第一項第二号</u>及び同条第七項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月<small>大蔵省</small>金融監督庁告示第四十九号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の二第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合その他これに類する者の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第四条の四第六項並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）<u>第十条第一項第一号</u>及び同条第七項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月<small>大蔵省</small>金融監督庁告示第四十九号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p>

○ 平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改正案	現行
<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四十一（略）</p> <p>四十二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次条第三十一号において同じ。）又は登録金融機関（同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。同号において同じ。）</p> <p>第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三十（略）</p> <p>三十一 金融商品取引業者又は登録金融機関</p>	<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～四十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三十（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改正案	現行
<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 二十八（略）</p> <p>二十九 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次条第三十号において同じ。）又は登録金融機関（同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。同号において同じ。）</p> <p>第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 二十九（略）</p> <p>三十 金融商品取引業者又は登録金融機関</p>	<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 二十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 二十九（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 平成十八年金融庁告示第三十六号（信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

改正案	現行
<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国民生活金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第九号まで、第三十七号及び第四十二号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第一条第三号から第九号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条第二項、漁業協同組合にあっては水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあっては同法第九十二条第一項において準用する同法第九十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあっては同法第九十六条第一項において準用する同法第九十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあっては同法第百条第一項において準用する同法第九十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三</p>	<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国民生活金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第九号まで及び第三十七号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第一条第三号から第九号までに掲げる者の業務（農業協同組合（農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うもの</p>

号)第一条第一項に規定する信託業務をいう。次条第二号において同じ。)に該当するものを除く。)の代理又は媒介(第四号に掲げるものを除く。)

三 告示第一条第三十七号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介(法第五十三条第六項に規定する業務に該当するものを除く。)

イ・ロ (略)

四 告示第一条第四十二号に掲げる者の投資顧問契約(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。次条第四号において同じ。)又は投資一任契約(同項第十二号に規定する投資一任契約をいう。次条第四号において同じ。)の締結の代理又は媒介

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国民生活金融公庫又は告示第二条各号(第三号から第九号まで、第二十六号及び第三十一号を除く。)に掲げる者の業務の代理
- 二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第二条第三号から第九号までに掲げる者の業務(農業協同組合又は農業協同組合連合会にあっては農業協同組合法第十一条第二項、漁業協同組合にあっては

限る。以下同じ。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。)若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。)が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(信託業務に係る事業を除く。)又は農林中央金庫の業務(信託業務に係る事業を除く。))の代理又は媒介

三 告示第一条第三十七号に掲げる者の次に掲げる業務(法第五十三条第六項に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

イ・ロ (略)

(新設)

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国民生活金融公庫又は告示第二条各号(第三号から第九号まで及び第二十六号を除く。)に掲げる者の業務の代理
- 二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第二条第三号から第九号までに掲げる者の業務(農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(信託

水産業協同組合法第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介(第四号に掲げるものを除く。)

三 告示第二条第二十六号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介(法第五十四条第五項に規定する業務に該当するものを除く。)

イ・ロ (略)

四 告示第二条第三十一号に掲げる者の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

業務に係る事業を除く。)、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(信託業務に係る事業を除く。)又は農林中央金庫の業務(信託業務に係る事業を除く。)の代理又は媒介

三 告示第二条第二十六号に掲げる者の次に掲げる業務(法第五十四条第五項に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

イ・ロ (略)

(新設)

○ 平成十八年金融庁告示第三十七号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

改正案	現行
<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国民生活金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第五号から第十一号まで、第二十五号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 信用協同組合、信用協同組合連合会又は告示第一条第五号から第十一号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法</p>	<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国民生活金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第五号から第十一号まで及び第二十五号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 信用協同組合、信用協同組合連合会又は告示第一条第五号から第十一号までに掲げる者の業務（農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法の事業を行うものに限る。以下同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）に係る事業を除く。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を</p>

律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務をいう。次条第二号において同じ。)に該当するものを除く。)の代理又は媒介(第四号に掲げるものを除く。)

三 告示第一条第二十五号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介(法第九条の八第七項に規定する業務に該当するものを除く。)

イ・ロ (略)

四 告示第一条第二十九号に掲げる者の投資顧問契約(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。次条第四号において同じ。)又は投資一任契約(同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。次条第四号において同じ。)の締結の代理又は媒介

第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国民生活金融公庫又は告示第二条各号(第五号から第十一号まで、第二十六号及び第三十号を除く。)に掲げる者の業務の代理
- 二 信用協同組合、信用協同組合連合会又は告示第二条第五号から

行うものに限る。以下同じ。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。)若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。)が行う同法第五十四条の第二項に規定する信用事業(信託業務に係る事業を除く。)又は農林中央金庫の業務(信託業務に係る事業を除く。)(の代理又は媒介

三 告示第一条第二十五号に掲げる者の次に掲げる業務(法第九条の八第七項に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

イ・ロ (略)

(新設)

第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国民生活金融公庫又は告示第二条各号(第五号から第十一号まで及び第二十六号を除く。)に掲げる者の業務の代理
- 二 信用協同組合、信用協同組合連合会又は告示第二条第五号から

第十一号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第九十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第一百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（第四号に掲げるものを除く。）

三 告示第二条第二十六号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第九条の九第六項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

イ・ロ （略）

四 告示第二条第三十号に掲げる者の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

第十一号までに掲げる者の業務（農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。））、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。）の代理又は媒介

三 告示第二条第二十六号に掲げる者の次に掲げる業務（法第九条の九第六項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ・ロ （略）

（新設）

○ 平成十八年金融庁告示第三十八号（信用金庫法施行規則第五十条第一項第三号及び第五十三条第一項第二号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件）

改正案	現行
<p>第一条 信用金庫法施行規則（次条において「規則」という。）第五十条第一項第三号に規定する信用金庫が行うことができる信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫、信用金庫連合会又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第九号まで及び第四十二号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p> <p>第二条 規則第五十三条第一項第二号に規定する信用金庫連合会が行うことができる法第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第九号まで及び第三十一号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p>	<p>第一条 信用金庫法施行規則（次条において「規則」という。）第五十条第一項第三号に規定する信用金庫が行うことができる信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫、信用金庫連合会又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第九号までを除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p> <p>第二条 規則第五十三条第一項第二号に規定する信用金庫連合会が行うことができる法第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第九号までを除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p>

○ 平成十八年金融庁告示第三十九号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件）

改正案	現行
<p>第一条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（次条において「府令」という。）</p> <p>第一条の二第一項第二号に規定する信用協同組合が行うことができる中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫、信用協同組合連合会又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第五号から第十一号まで及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p> <p>第二条 府令第一条の二第二項第二号に規定する信用協同組合連合会が行うことができる法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第五号から第十一号まで及び第三十号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p>	<p>第一条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（次条において「府令」という。）</p> <p>第一条の二第一項第二号に規定する信用協同組合が行うことができる中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫、信用協同組合連合会又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第五号から第十一号までを除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p> <p>第二条 府令第一条の二第二項第二号に規定する信用協同組合連合会が行うことができる法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、国民生活金融公庫又は告示第二条各号（第五号から第十一号までを除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p>

○ 平成十八年金融庁告示第九十二号（銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件）

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連連業（金融商品取引法（昭和二十五年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の六の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十五年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社</p> <p>二 （略）</p>

○ 平成十八年金融庁告示第九十三号（信用金庫法施行規則第八十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件）

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第八十条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第八十条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社</p> <p>二 （略）</p>

○ 平成十八年金融庁告示第九十四号（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者を定める件）

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四十五条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四十五条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社</p> <p>二 （略）</p>